

第3章 施策内容(抜粋)

<具体的取組> 記載内容の説明

- 充実 …これまでの取組(制度)を、量的にも内容的にも拡充等して取り組む場合に記載
- 継続 …これまでの取組(制度)を継続して実施する場合に記載(量的な拡大のみの場合も含む)
- 検討 …新規の取組(制度)等について、体制や方策などを検討したうえで実施する場合に記載

I 育児力・教育力の向上（略）

II 親子の心とからだの健康づくり（略）

III 子どもの育ちを支える保育・教育の推進（略）

IV 仕事と子育ての両立支援

核家族化や共働き家庭の増加、保護者の就労形態の多様化に伴う多様なニーズに対応する仕事と子育てが両立しやすい環境づくりを進めます。

また、家庭生活や家庭教育の重要性を認識し、職業生活と家庭生活のバランスがとれた働き方やライフスタイルを考えることのできる環境づくりを進めます。

さらに、女性も男性も全ての人が喜びや責任を分かち合い、個性や能力を發揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

1. 子育てに関する多様な支援の充実

現状課題	○核家族化や共働き家庭の増加、保護者の就労形態の多様化などによる多様な保育ニーズや保護者の育児負担感を軽減する取組の重要性が増してきている。
めざす姿	○多様なニーズに応えられるサービスの供給体制が整っている。 ○各種の子育て支援サービス等の内容が利用者に十分伝わっている。

【対応】

(1) 保育サービス等の充実

時間外保育、休日保育、夜間保育、一時預かり事業、病児・病後児保育等の多様な保育ニーズに対応できるよう、仕事と子育ての両立支援のための体制整備に努めます。

保護者が病気や疲労などの身体上、精神上または、仕事の都合上の理由により、児童の養育が困難になった場合に短期的に児童福祉施設において養育・保育を行う子育て短期支援事業を継続実施します。

産後休業や育児休業後における保育施設の円滑な利用を図ります。

< 具体的取組 >

- ① 私立認可保育所特別事業の継続 [4章Ⅲ-2・9](#)
- ② 病児・病後児保育事業の充実 [4章Ⅲ-10](#)
- ③ 子育て短期支援事業の継続 [4章Ⅲ-6・9](#)
- ④ 保育施設の入所予約申込の継続

(2) 幼稚園預かり保育の充実

特別な支援を必要とする園児の保護者の保育ニーズ等をふまえながら、幼稚園における預かり保育事業の充実に努めます。

<具体的取組>

- ① 幼稚園における預かり保育事業の充実 **4章Ⅲ-8**

(3) 放課後児童クラブの充実

昼間仕事などで保護者等のいない家庭の小学校児童の健全育成を図るため、国の「放課後子ども総合プラン」に基づきの趣旨をふまえつつ、放課後児童クラブの充実に努めます。

児童クラブの対象児童が6年生までに拡大されることに伴い、計画的に施設の拡充を図るとともに、地域の実情を考慮しながら、開所時間延長について検討を行います実情に応じて計画的に施設の拡充を図ります。

新たに制定した設備及び運営に関する基準に基づき、支援の質を向上させ、児童が安全、快適に過ごせる環境づくりに努めます。

<具体的取組>

- ① 放課後児童クラブ事業の充実
- ② 放課後児童クラブ施設整備事業の継続

4章Ⅲ-3

(4) 情報提供の充実

各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、多様な手段を使い迅速でわかりやすい情報提供を行います。

<具体的取組>

- ① 子育て便利帳の発行
- ② 市ホームページ・市広報による情報提供の充実
- ③ 子育て応援サイト「ママフレ」による情報提供の充実
- ④ 子育て支援センターでの利用者支援事業の実施 **4章Ⅲ-1**

(5) 保護者負担の軽減

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経費の負担軽減に努めます。

<具体的取組>

- ① 保育所、幼稚園、認定こども園の保育料軽減対策の継続
- ② 就学助成制度
- ③ 奨学金制度
- ④ 乳幼児等医療費助成の継続

2. ワーク・ライフ・バランス実現のための働き方の見直し (略)

3. 男女共同参画社会の推進 (略)

V 子育てを応援する地域づくり

在宅で子育てをしている家庭、共働き家庭にかかわらず、地域で子育てをしている全ての家庭を総合的に支援する観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、近年、児童虐待相談件数が増加していることから、児童虐待の予防と早期発見・早期対応ができる体制の充実・強化に取り組みます。

そして、子育て経験者、高齢者、事業者、専門職、関係機関等地域のあらゆる人々がそれぞれの役割をもって子育て支援に参画し、地域のあたたかい見守りの中で子どもが健やかに成長し、安心して子育てができる「子育てを応援する地域づくり」を進めます。

1. 地域における子育て支援 (略)

2. 児童虐待防止対策の充実 (略)

3. 子どもの健全育成

現状課題	<p>○社会情勢や経済状況の変化、有害な情報の氾濫等による子ども・若者の育成環境の変化等により、子ども・若者が抱える問題は複雑化、深刻化している。</p> <p>○子どもや若者を尊重し、共に支え合う社会の構築が必要である。</p> <p>○関係機関・団体における情報交換や支援に関する協議により、困難を抱える子ども・若者の支援体制の充実・強化を図る必要がある。</p> <p>○義務教育終了後の若者の支援体制が不十分である。</p> <p><u>○全ての小学生が放課後等を安心かつ安全に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができる環境の構築が必要である。</u></p>
------	---

めざす姿	<p>○子どもが社会の一員としての認識を持ち、家庭、地域、事業者、行政が共に支える社会が構築されている。</p>
------	---

【対応】

(1) 子どもの健やかな成長に資する社会環境の充実

豊かな自然環境や地域の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会を充実**し**させます。

世代間交流を推進し、子どもが様々な価値観を学べる機会の充実を図ります。

地域で子どもを見守り育成する活動の推進を図ります。

<具体的取組>

- ① 青少年の健全育成活動の支援
- ② 出雲市青少年育成市民会議の活動の推進
- ③ コミュニティセンター活動の充実（放課後、土・日曜日の子ども向け講座等の開催）

放課後子ども教室推進事業は、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、次のとおり取り組みます。

- 放課後子ども教室の実施を希望する小学校区を調査、把握し、計画的な整備を推進します。
 - 地域の実情に応じ、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化又は連携を促進し、平成31年度に実施する放課後子ども教室のうち、一体型又は連携型の割合50%をめざします。
 - 一体型又は連携型を促進するため、放課後子ども教室の実施団体に、開催日数の増、放課後時間帯の開催、学校施設を活用した開催などを働きかけます。
 - 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関し、教育委員会、学校と連携して取り組みます。
 - 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の関係部局が連携し、放課後児童対策を総合的に取り組みます。
- ※放課後児童クラブについては、3章IV-1-(3)及び4章III-3に記載。

- ④放課後子ども教室推進事業の充実
- ⑤異年齢間、世代間を越えた地域活動の推進
- ⑥子どもの見守りと声かけの推進
- ⑦少年委員等によるパトロール活動実施
- ⑧通学路、施設等の安全対策の実施
- ⑨情報モラル指導の充実

(2) 相談・支援体制の充実

1) 出雲市子ども・若者支援協議会の取組

様々な機関が、それぞれの専門性を生かし、発達段階に応じた支援を行います。

子どもの支援に関する情報交換等を行い、支援体制の充実を図ります。

広報、啓発活動、支援者の資質向上のための研修会、市民理解を進める講演会等を開催します。

2) 出雲市子ども・若者支援センターの取組

総合相談窓口として、困難を抱える子どもの相談・支援活動を実施します。

3) 思春期の居場所支援事業の継続

心と身体の成長発達が不安定な思春期支援の一つとして、安心して過ごせる居場所を継続して確保します。

<具体的取組>

- ①出雲市子ども・若者支援協議会による相談・支援体制の充実
- ②出雲市子ども・若者支援センターによる相談・支援活動の継続
- ③思春期の居場所支援事業の継続

4. ひとり親家庭等の自立支援の推進 (略)

第4章 5か年事業計画 (量の見込み・確保方策)

子ども・子育て支援新制度の給付対象となる教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業について、教育・保育提供区域ごとに、27年度から5年間の「量の見込み」、「確保方策」を年度ごとに記載してします。

※各事業の事業概要に記載する利用料金等の額は、平成26年度における利用者負担の金額です（計画策定時においては、平成27年度の利用者負担の金額に修正する予定です）。

Ⅲ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年児童等に、遊びや生活の場を提供する事業。
 - <対象児童> 本市に住所を有する者で、昼間家庭に保護者のいない主として小学校1年生から3年生までの児童
 - <開設時間> 月～金…放課後～18:00、土曜日・長期休業期間…8:00～18:00
 - <保護者負担金> 7,000円/月（減免制度あり）
※別途、各児童クラブでおやつ代等の実費徴収あり
 - <入会先> 各小学校区で開設している児童クラブ。複数の小学校区が合同で開設している児童クラブあり（2クラブ）。
- 対象児童の拡大（児童福祉法の改正：平成27年4月1日（予定））
「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」→「小学校に就学している児童」

【利用実績】

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用者数（1～3年生）	1,030人	1,128人	1,318人	1,464人	1,538人
利用者数（4～6年生）	73人	66人	100人	95人	121人
施設数	36か所	36か所	43か所	44か所	44か所

※平成22、23年度は、旧斐川町データを含まない。

【量の見込み設定の考え方】 ニーズ調査あり

- ニーズ調査の結果は、利用希望をしている家族構成が不明であり、入会要件から外れる家庭も含まれていると考えられるため、ニーズ量としては実際よりも多めの結果が出ていると想定される。
- 1～3年生の入会見込については、過去3か年の出雲市児童クラブの入会率を参考に、推計児童数の32%が入会すると見込み算出する。
 - ◆入会率 平成23年度（28.4%）平成24年度（28.4%）平成25年度（31.0%）平成26年度見込（31.1%）
- 4～6年生については、ニーズ調査の結果から1～3年生の利用希望者の約半分が利用を希望している。
- 4年生の入会見込については、1～3年生の入会率32%の約半分（16%）が入会すると見込む。
- 5～6年生については、高学年になるにつれて下校時間が遅くなることなどから、入会率はさらに低くなると想定されるため、5年生10%、6年生5%として見込む。

	27 年度			28 年度			29 年度		
	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数
ニーズ調査 結果	2,054 人	1,153 人		2,115 人	1,098 人		2,058 人	1,124 人	
①量の見込 み	1,524 人	513 人	44 か所	1,570 人	483 人	44 か所	1,527 人	505 人	43 か所
②確保方策	1,524 人	474 人	44 か所	1,570 人	433 人	44 か所	1,527 人	476 人	43 か所
②－①	0 人	△39 人	0 か所	0 人	△50 人	0 か所	0 人	△29 人	0 か所

	30 年度			31 年度		
	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数
ニーズ調査 結果	2,080 人	1,111 人		2,086 人	1,144 人	
①量の見込 み	1,543 人	503 人	43 か所	1,548 人	506 人	43 か所
②確保方策	1,543 人	475 人	43 か所	1,548 人	506 人	43 か所
②－①	0 人	△28 人	0 か所	0 人	0 人	0 か所

【確保方策の設定の考え方】

- 平成 27 年度から対象児童を 6 年生までに拡大することを前提に、各児童クラブの施設面積から算出した入会可能人数を上限として、1～3 年生を優先させたいうえで、入会希望見込み人数（量の見込み）が入会すると見込む。
- 計画的に施設の拡充を図ることで入会可能人数を増やし、平成 31 年度には入会希望児童の全てが入会すると見込む。
- 国の基準において施設規模の上限がなくなったことから、今後、施設数は増やさずに施設の拡充によって入会可能人数を増やすこととする。

【課題】

- 利用者数の増加に対応するため、各児童クラブの職員体制の整備が重要である。
- 様々な支援の必要な利用児童に対応するため、専門的知識、技能を有する職員の確保が必要である。